

令和6年度山形県立中学校及び公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されたことから、令和6年度山形県立中学校及び公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応は、下記のとおりとします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染者への対応について

○ 県立中学校入学者選抜

新型コロナウイルス感染症の感染者は、インフルエンザ等の感染症の感染者と同様、別室で受検する。

なお、令和3～5年度の入学者選抜で実施した、在籍する小学校等の校長が作成した「調査書」を資料として選抜する、新型コロナウイルス感染症の感染者に係る特例措置は行わない。

○ 公立高等学校入学者選抜

新型コロナウイルス感染症の感染者は、インフルエンザ等の感染症の感染者と同様、本検査時に別室で受検する、または追検査を受検する。

なお、令和3～5年度の入学者選抜で実施した、在籍する中学校等の校長が作成した「調査書」を資料として選抜する、新型コロナウイルス感染症の感染者に係る特例措置は行わない。

2 各学校における感染対策の徹底について

受検者が安心して受検できる場を提供できるよう、それぞれの学校の実情に合わせて、換気等の基本的感染対策の徹底を図る。

3 その他

今後の感染症の感染状況により、追加的な対応が必要となる場合は、県教育局高校教育課ホームページへ掲載する。